

# 高速道路の基本ルール

## (定義)

1. 高速道路とは、自動車が高速で走行するために作られた自動車専用道路で、自動車(126cc以上の自動二輪を含む)だけの通行に限られるため、①歩行者、②125cc以下の自動二輪、③原付、④小型特殊車両、⑤50km/hの速度の出ない車両は通行できません。
2. 一般道から高速道路への取付道路(ランプ)も、自動車専用道路のため禁止車両等の通行はできません。
3. 車両制限(全長・幅・高さ・総重量・軸重量)を超える車両は、特殊車両申請を行えば許可区間内での通行は可能です。
4. 高速道路の本線及びランプ(料金所・SA・PAを除く)は駐停車、後退、転回、車両横断は禁止です。
5. トレーラーは原則、第一走行車線を通行しなければなりません。工事用車両も同様です(キープレフト)
6. 標識や表示によって最高速度・最低速度が指示されている区間では、それに従わなければなりません。指示されていない区間の最高速度は、普通車・自動二輪・バス100km/h、大型貨物・大型特殊80km/hで最低速度は50km/hです。
7. 故障等により駐停車した場合は、停止表示板や発煙筒で後続車に注意喚起を行い、運転手・同乗者は安全な場所に避難する。
8. 道路交通法を遵守し安全運転に努めなければなりません。

### 9. 移動を伴う作業の安全対策について

#### 9-1 主に路面標示工・その他規制内移動を伴う作業

- ① 本線路肩外側線の施工は、車線規制により実施する。
- ② マーカー車の後方に材料車を配置し作業を実施する。  
(※施工延長が短く材料車がない場合を除く)
- ③ しらすんだー及び、後方監視員を配置し作業を実施する。
- ④ 通行上に支障物等がある場合は、車両を一旦停止させ障害物を除去し、安全を確認し再び移動作業を実施する。

#### 9-2 清掃・植栽・小補修等(移動規制を除く)

- 規制作業手順書により規制作業を実施する。  
(規制標識車の配置)  
(とまるくんの配置)  
(しらすんだー及び、規制監視員を配置し作業を実施する。)

#### 9-3 調査・緊急ポットホール等(規制の無い作業)

- ① 路肩等に車両を止め緊急的に実施する調査及びポットホール③ 車の乗り降りは本線通行車両に配慮し、極力助手席側から実施する事。
- ② 車両降車前に逃げ場の確認・作業手順を班員で確認周知し、交通の流れに注視し素早く実施する事。

※ ただし、高速道路上での作業については、高速道路交通警察隊とNEXCOが交わした「道路工事等協議書」の条件の基、交通規制中における規制員の本線横断や、規制車両の路肩停止及び移動、交通規制占用内での車両の後退は、認められています。次ページ以降の作業手順書により、各工種毎の安全ルールを守り事故防止を図りましょう。

### 10. 高速道路上での作業全般

作業される方は、退避場所の確認・しらすんだーの装着徹底。とまるくん、とまるぞーの適切な配備を基本とします。

### 11. 現場内保安員

作業員の安全確保に伴う現場内保安員の監視位置は、現地作業状況、進捗により常に一番見やすい位置とする。(上流側or下流側)監視員は都度作業員と連携を図り、意思疎通を十分図ること。

### 12. 移動式クレーン・トラッククレーン・高所作業車の移動については、運行前に必ず(敷板・アウトリガー・ブーム)がしっかり格納出来ているか、落下しないことを触手で確認すること。

### 13. 車両後退時は、誘導前に運転手と誘導者と打合せを行い、誘導する位置を明確にしておく。誘導者は警笛使用を原則として車両運転者は窓を開け、警笛が聞こえるようにし、停止の合図ですぐに止まれる徐行速度で後退を行う。

・作業前の打合せには、下記の事も確認する。

- 1: 走行中はシートベルトを必ず着用する。(後部座席も徹底)
- 2: 機械の扱いは有資格者が行う事。
- 3: 出発前の車両の点検、及び荷台の飛散防止状況(ロープ・シート掛け)、積載量の確認。
- 4: 事故、緊急事態発生時の連絡体制の確認。
- 5: 作業時はヘルメット、安全チョッキ並びに足元反射材の着用の徹底。(しらすんだーの作動確認)
- 6: PA・SAにて作業時は適切な駐車箇所に駐車する事。
- 7: 車両タイヤ輪止めの設置とハンドル切りの実施。
- 8: 作業車両に取り付けた「うっかり防止くん(音声防止装置)」の作動確認と起動。(一部車両のみ適用)
- 9: スペアタイヤの落下防止装置(チェーンなど)の確認。
- 10: 運転席内に不要資材・道具を置かない。
- 11: 運転に支障となるため、フロントに資料・鞆などを置かない。
- 12: 運転中は携帯電話に出ない。
- 13: 現場離脱時の荷台の確認、ロープ・シート掛け。
- 14: 作業中であっても移動を伴う場合は、隙間なくシート養生を行う。
- 15: 作業上ロープ掛けやシート養生できない場合は、重し等で十分養生し移動作業を行う。
- 16: 作業中、軽微な飛散の可能性があるものは、車内に入れて飛散防止を図る。
- 17: 作業毎に実施するKY時に、その日の気象条件・移動度合い等を話し合い荷物の飛散養生について明確にし、周知する。
- 18: 本線回送時は、左側車線(第一走行車線)を制限速度を守って走行する。登坂車線は登坂能力の弱い車両(最高速度60km/h制限)がある場合に走行する。
- 19: 規制内への流入は、入口手前300mでハザードランプを点灯・減速し、入口手前100mでウィンカーに切替、後続車の安全を確認して流入する。
- 20: 規制内からの流出は、事前に誘導員と運転手と合図の方法の打合せを必ず行う。
  - ・ハンドル切りを直し、車両の窓を開けて誘導の合図が十分に聞こえるようにしておく。
  - ・通行車両が速度を落とさなくても良い十分な車間距離が確保されたことを確認し流出する。誘導員に任せるだけでなく運転者自身も車間距離を確認する。
  - ・流出後、速度が安定するまでハザードランプは点灯させておき、交通の流れに乗ったらハザードランプを消灯する。

**リスクアセスメント数値の見方**

可能性	1:ほとんど起きない (5年に1回程度)	2:たまに起きる (1年に1回程度)	3:かなり起きる (6ヶ月に1回程度)
	頻度率:1	頻度率:2	頻度率:3

×

重大性	軽微 (不休災害)	重大 (休業災害)	極めて重大 (死亡・障害)
	危険度:1	危険度:2	危険度:3

=

評価	対策変更の 必要なし	対策が必要	即座に 対策が必要
	1~2	3~4	5~9

・評価数値 3以上は対策が必要で、危険有害要因を低減して、評価数値を 2以下にする。

■セーフティバイブル(現場携帯用ルールブック)

以下の二次元バーコードをスマホで読み込むと作業に必要なルール、決まり事の確認ができます。  
また、過去の事故事例やヒヤリハットも見る事ができます。



作業手順書一覧

分野	No.	項目
清掃 100	100	路面清掃A
	101	路面清掃C
	102	域内清掃
	103	排水溝清掃
	104	トンネル側壁清掃
	105	排水管清掃
	106	集水ます清掃
	107	橋梁集水ます清掃
	108	溝切清掃
	109	呑口清掃
	110	トイレ清掃
	111	エリアごみ処理
	112	調整池清掃
	113	トイレ清掃(高所)
	114	エリア屋外清掃
115	ペンデル支承清掃	

分野	No.	項目
植栽 200	200	準備・片付・車両回送
	201	休憩施設草刈
	202	側道草刈
	203	路肩・中分草刈
	204	樹木剪定
	205	除草剤・薬剤散布
	206	樹木伐採
207	積込・清掃	

分野	No.	項目
工事 300	300	打換工
	301	段差修正工(PPアスコン)
	302	切削オーバーレイ
	303	Gr取替工
	304	立入防止柵工
	305	縁石補修工
	306	伸縮装置取替工
	307	クラックシール工
	308	遮音板・遮音壁取替工
	309	ダンパー取替工
	310	長大法面点検補修班
	311	ストップホール工
	312	ポットホール補修
	313	漏水防止板取替工
	314	洗堀箇所補修工
	315	マルチングシート工
	316	車線分離標設置工・取替工
	317	路床、舗装打換工
318	橋梁集水ます改良工	

分野	No.	項目
規制 400	400	路肩・ランプ規制
	401	路肩移動(エリア内)規制
	402	車線規制
	403	後尾警戒
	404	通行止規制実施・解除
405	ロボアロー	

分野	No.	項目
雪水 500	500	雪水巡回
	501	凍結防止剤散布作業
	502	除雪作業
	503	薬液製造
	504	小袋配布作業

分野	No.	項目
その他 600	600	試掘工
	601	構造物点検(高所作業車)
	602	テールゲートリフター作業
	603	ガスボンベ交換
	604	ペースカー作業

分野	No.	項目
緊急 900	900	緊急作業
	901	緊急時(災害時)